



「国の子育て世帯への臨時特別給付金」及び「町の子育て世帯応援事業給付金」の申請手続きについて

18歳以下(平成15年4月2日以降生まれ)の児童を対象とする「国の子育て世帯への臨時特別給付金」及び「町の子育て世帯応援事業給付金」の申請が必要となる方のうち、本町に住民票がない児童分の給付金は申し出による申請が必要です。

申請に必要な書類や申請先など、お気軽にご相談ください。

1. 本町に住民票がない児童分の給付金申請について

平成15年4月2日以降生まれ(高校3年生以下)の児童で、令和3年9月30日時点でその児童の住民票が本町にない場合の申請は、申し出が必要ですが、

◆支給額

児童1人あたり10万円(所得制限額を超過している場合は、町独自として5万円)

◆申請期限

令和4年3月31日(木)

◆申請先

保健福祉課福祉係

2. 申請案内を個別に送付しています

(右記を除く)

令和3年9月30日(基準日)において、本町に住民票のある18歳以下の児童分の給付金申請が必要な方には、

既にそれぞれ次のとおり申請のご案内と支給を開始しています。未だ申請されていない方はお早めにご申請ください。

◆申請が必要な方

- ①中学生以下の弟・妹がいない高校生の保護者
- ②児童手当を所属庁(勤務先)から受給している公務員
- ③児童手当の特例給付(児童1人につき、月額5,000円)の受給者

①～③は、令和3年12月23日(申請案内をお送りしています)

※国の子育て世帯への臨時特別給付金が所得制限により支給対象外となった方、また、児童手当の特例給付(児童1人につき、月額5,000円)を受給されている方は、町独自の給付金として、対象児童1人につき、5万円が支給されます。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金のご案内

1. 令和3年度住民税が非課税の世帯

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、生活・暮らしの支援として、令和3年度分の住民税非課税世帯に1世帯あたり10万円が支給されます。

非課税世帯の世帯主の皆さまには、個別にご案内しております。

国の給付金事業の対象要件を満たす世帯主の方は「確認書」を、国の給付金事業の対象要件を満たさない世帯主の方には、町独自の給付金が支給されますので、「申請書」の提出をお願いいたします。

◆給付対象者

令和3年12月10日(基準日)現在、本町に住民票があり、令和3年度分の住民税が非課税の世帯(同一世帯内の世帯員の全員が非課税)の世帯主

◆支給額

1世帯あたり10万円

◆申請期限
令和4年3月31日(木)

◆申請先

保健福祉課福祉係

2. 世帯員全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯員全員の年収見込額が住民税(均等割)非課税相当水準以下である世帯に国の給付金が支給されます。

◆該当基準

- ①収入が減少した理由が、新型コロナウイルス感染症の影響によるものであること
 - ②令和3年度分の住民税(均等割)が課されている世帯員全員のそれぞれの年収見込額が非課税相当水準以下であること
 - ③世帯員の中に、住民税が課税されている他の親族等の税法上の扶養を受けていない者がいること(全員が扶養を受けている場合は対象になりません)
- ※対象となる収入は「給与収入」「事業収入または不動産収入」「年金収入」になります。
- ※定年退職や天候不順など、新型コロナウイルス感染症と関係のない理由で収入が減少したものは対象になりません。



非課税相当収入限度額の目安

世帯の人数(注)	非課税相当収入限度額
1人(申請者本人)	930,000円
2人(申請者本人+配偶者)	1,380,000円
3人(申請者本人+配偶者+扶養親族1人)	1,683,999円
4人(申請者本人+配偶者+扶養親族2人)	2,103,999円
5人(申請者本人+配偶者+扶養親族3人)	2,503,999円
6人(申請者本人+配偶者+扶養親族4人)	2,903,999円
7人(申請者本人+配偶者+扶養親族5人)	3,303,999円

(注) 世帯の人数は以下の合計人数です。
・申請者本人
・同一生計配偶者
(前年の収入金額103万円以下の者)
(専従者給与の支払を受けている方は同一生計配偶者に含まれません)
・扶養親族(16歳未満の者も含む)

- ◆支給額
1世帯あたり10万円
- ◆必要書類
申請書等の必要書類は窓口にて用意しております(町ホームページからダウンロードすることもできます)。
収入が減少したことを証明する書類は、給与収入の場合は給与明細書、事業収入又は不動産収入の場合は帳簿などの収入額の分かる書類の提出が必要です。
- ◆申請期限
令和4年9月30日(金)
- ◆申請先
保健福祉課福祉係

どんな場合に申請できるの?

Q1 家計急変者に対する支給の趣意は、何ですか。

A1 これまでは一定の収入があり、市町村民税(均等割)が課税されている世帯であっても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変し、直近の収入減少により市町村民税(均等割)非課税相当と見なされる場合には、その世帯を支援し、生活・暮らしを支援する観点から、支給を行うものです。よって、課税者であった者が、新型コロナウイルス感染症と全く関係のない理由で収入(所得)が減少し、非課税水準となった場合は対象となりません。

Q1 1年間のうち収入月が特定月に生じる業種の場合、どのような取扱いとなりますか。

A1 家計急変世帯に対する給付は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入の減少があった世帯に対し支給するものであり、例えば、事業活動に季節性があるケースにおける繁忙期や農産物の出荷時期など、通常収入を得られる時期以外を対象月として給付申請した場合には、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したわけではないため、支給要件を満たしません。天候不順等による減収についても、同様に、支給要件を満たしません。新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したわけではないにも関わらず意図的に給付を申請することは不正行為に該当します。不正受給をした者は詐欺罪に問われ、懲役10年以下の刑に処される場合があります。

Q1 「収入が減少したこと」は、いつといつを比べるのですか。また、いつ時点の誰の収入で判断されるのですか。

A1 令和3年1月以降の任意の1か月の収入が、それ以前と比べて減少したことが必要です。判定は、世帯としての収入の合計ではなく、個々の世帯員全員が、それぞれ住民税非課税水準に相当する収入であることを確認し